

# 結核について

# 結核とは

結核菌が体内に侵入し、増殖することによって起こります。



日本では結核の約8割は肺です(肺結核)。結核菌が肺の内部で増殖し、結核特有の炎症が起こります。肺が破壊され、呼吸機能が低下します。

肺以外の臓器が冒されることもあり、腎臓、リンパ節、骨、脳など体のあらゆる部分に影響が及ぶことがあります。

初期症状は咳、痰、発熱など感冒症状に似ていますが、長く続くのが特徴です。ひどくなると、倦怠感や息切れ、血の混じった痰などが出始め、喀血(咳と共に血を吐くこと)や呼吸困難に陥って死に至ることもあります。

昔は多くの方が亡くなりましたが、現在は薬が開発されているので、医師の指示通りにきちんと内服すれば治療可能な病気です。また、助成金制度について各自治体にお問い合わせ下さい。



# 感染＝排菌ではない

感染しているだけの状態であれば、周囲の人を感染させる心配はありません。症状が進むと、咳や痰と共に菌が空気中に吐き出されます。(排菌)

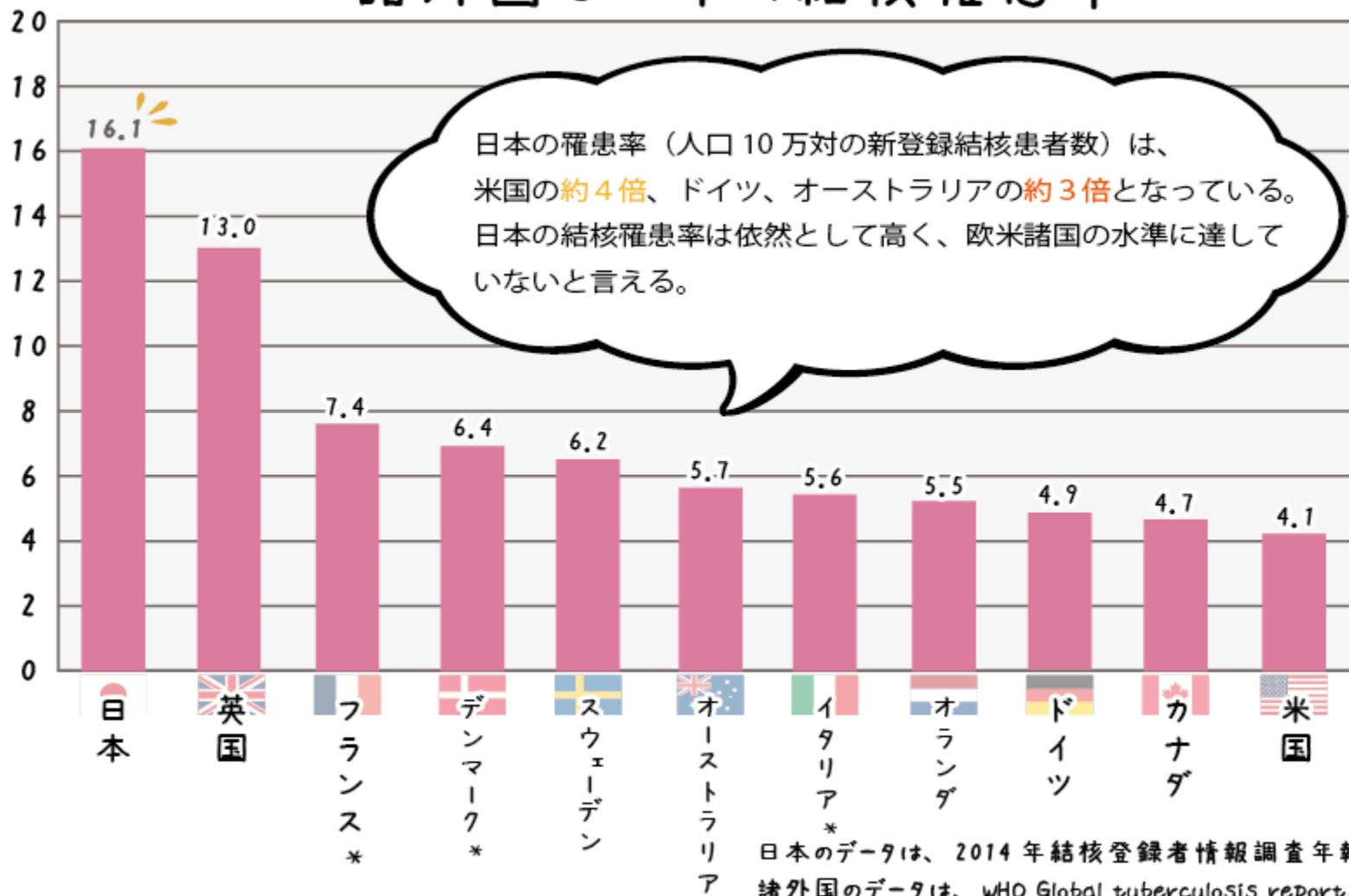
## 感染経路は飛沫核感染(空気感染)

粒子が軽いため、咳などで排出された後、下に落ちずに浮遊します。



# 結核の発生状況（諸外国との比較）

## 諸外国と日本の結核罹患率

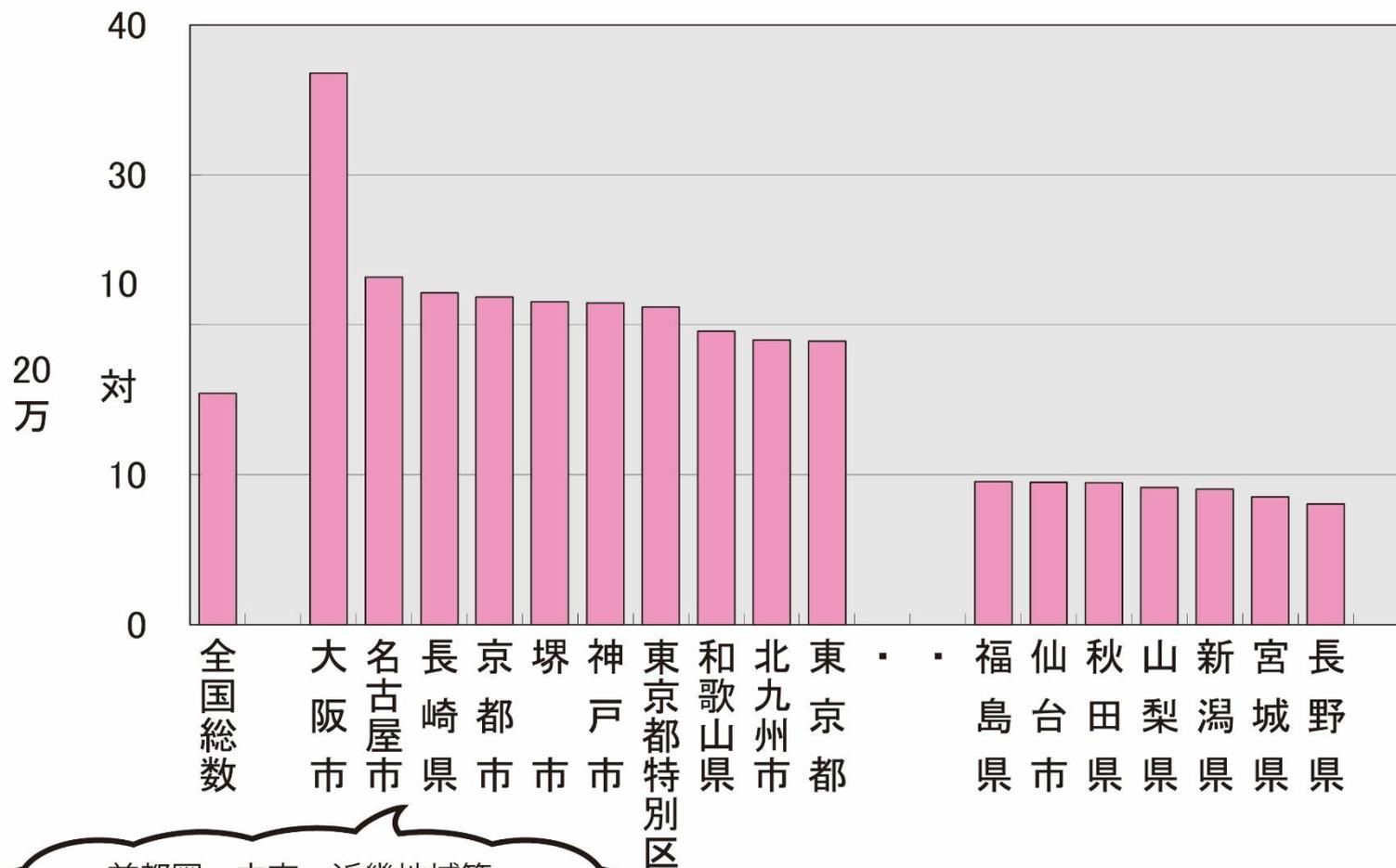


日本の罹患率（人口10万対の新登録結核患者数）は、米国の約4倍、ドイツ、オーストラリアの約3倍となっている。日本の結核罹患率は依然として高く、欧米諸国の水準に達していないと言える。

日本のデータは、2014年結核登録者情報調査年報より  
諸外国のデータは、WHO Global tuberculosis report 2013より  
\*印のデータは2011他は2012年のデータ

# 結核の発生状況（国内結核罹患率の地域差）

都道府県・市・東京都特別区別、罹患率、2014



首都圏、中京、近畿地域等、  
大都市で高い傾向にあります。

# 感染症法

結核は

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」

## の2類感染症

に位置づけられています。

（以前は「結核予防法」が制定されていましたが、2006年に感染症法に統合しました。）

ポリオやジフテリアと共に2類感染症に指定されています。

診断した医師は**直ちに保健所への届出が必要**です。  
そのため、保健所はすぐに情報を把握することが可能な  
のです。



# 結核は保健所が担当

保健所および保健センターは、地域保健法によって設置されています。

保健所・・・広域的・専門的なサービスを実施

保健センター・・・住民に身近な保健サービスを実施

事業場の管轄  
保健所を確認し  
ておきましょう

## ◆保健所

**設置：** 都道府県、政令指定都市、中核都市、特別区など

**配置職種：** 医師、保健師、栄養士、獣医師、薬剤師、精神保健福祉  
相談員、理学療法士、作業療法士など

**担当業務：** 精神保健、難病対策、**感染症対策**など

## ◆保健センター

**設置：** 市区町村

**配置職種：** 保健師、看護師、栄養士等

**担当業務：** 地域住民に対する健康相談、保健指導、予防接種や各種  
検診など



# 保健所の対応フローの一例（一部抜粋）

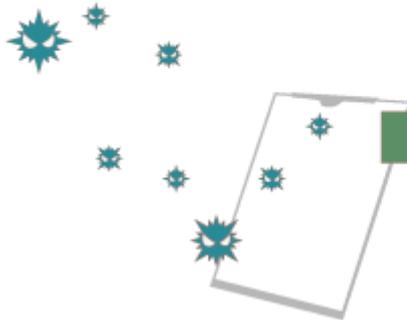
患者発生の把握  
(感染症法第53条)



患者面接と家庭訪問  
(感染症法第53条)



所内症例検討会



接触者健康診断  
(感染症法第17条)



感染源の追求と被感染者の  
早期発見、家族や社員などの  
接触者に対して勧告書を発行する

社員やその家族が結核と診断された時は必要に応じて保健所から電話・訪問の調査があります  
対応は、その指示に従いましょう

保健所



# 結核を予防するために

## 予防接種

乳児期の定期接種に定められているBCGは、結核の重症化を防ぐワクチンです。小児の結核予防には効果がありますが、成人の結核に対する予防効果は高くないとされています。



## 定期健康診断の受診

定期健康診断項目の中の、胸部レントゲン検査は、結核の早期発見に非常に重要な検査です。定期的に受診し、結果を確認しましょう。

## 免疫力を高めましょう

食事・睡眠・休息等規則正しい生活を心がけましょう。